

企画競争実施の公示

令和4年3月29日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

宮崎河川国道事務所長 金納 聰志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1)調達件名：令和4年度宮崎海岸等アカウミガメ上陸産卵現地調査
- (2)調達内容 本件は、養浜箇所や突堤設置箇所周辺において、養浜や施設が与えるアカウミガメへの影響を把握するため、アカウミガメの上陸産卵状況の現地調査を行い、今後の侵食対策事業実施の基礎資料とするものである。
- (3)履行期間 契約締結の翌日から令和4年11月30日まで

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2)競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ①企画提案書の提出時において、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（のうち「調査・研究」）において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (3)企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4)企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合
- イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第

4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務：海岸における環境調査

○類似業務：環境調査

(6) 配置予定管理技術者は、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務：海岸における環境調査

○類似業務：環境調査

(7) 宮崎県内に本社（本店）が存在すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒880-8523 宮崎県宮崎市大工二丁目39番地

国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 経理課 契約係

電話0985-24-8335（内線224） FAX0985-26-9528

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年3月29日から令和4年4月11日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書は交付場所での手交、電子メール又は郵送等による交付とし、郵送等による交付は郵送料等を別に必要とする。電子メール又は郵送等を希望する場合は、交付場所に問い合わせを行うこと。また、交付を受けた説明書等については、第3者への受渡を行ってはならない。

(3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和4年4月11日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

(4)企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5)企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4)企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)本案件は、当該案件に係る令和4年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、特定通知以降の手続きを行うことを条件とする。詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

(9)その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。